様式第二十六（第十五条及び附則第二条第六項関係）（日本産業規格Ａ列７番）

（表）

年　　月　　日交付第　　号（使用期限１年）

職　　名	氏　　名	生　年　月　日

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第21条第２項において準用する同法第17条第２項又は同法附則第３条第11項において準用する同法第17条第２項の規定による

立　入　検　査　証

（所管行政庁名）　　印

（裏）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律抜粋

第17条　（略）
第21条　（略）
第70条　次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。
一　第17条第１項、第21条第１項、第28条第４項、第28条の４第４項若しくは第38条第１項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
附則第３条
10　（略）
11　（略）

様式第二十六（第十五条及び附則第二条第五項関係）（日本産業規格Ａ列７番）

（表）

年　　月　　日交付第　　号（使用期限１年）

職　　名	氏　　名	生　年　月　日

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第21条第２項において準用する同法第17条第２項又は同法附則第３条第10項において準用する同法第17条第２項の規定による

立　入　検　査　証

（所管行政庁名）　　印

（裏）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律抜粋

第17条　（略）
第21条　（略）
第70条　次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。
一　第17条第１項、第21条第１項、第28条第４項若しくは第38条第１項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第17条第１項、第21条第１項、第28条第４項若しくは第38条第１項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
附則第３条
9　（略）
10　（略）